

結果まとめ（詳細版）

第4回クリーンウッド法に基づく木材調達にあたっての合法性確認の実態アンケート

2023年5月18日公表

フェアウッド・パートナーズ

（地球・人間環境フォーラム/国際環境 NGO FoE Japan）

1. はじめに

フェアウッド・パートナーズでは、世界の森林保全に貢献するために、伐採地やその流通加工工程で環境・社会に大きな負荷がかからない持続可能な木材調達を日本で広める活動を2002年より展開しています。その活動の一環として、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」の実施状況に注目し、国等への提言活動や事業者向けの情報提供を行っています。本アンケートは登録第一種事業者を対象に、法に基づく合法性確認やリスクについての認識について実態把握をすべく、2019年より実施しており、今回はその4回目となります¹。

2023年4月26日、改正クリーンウッド法が成立し、川上・水際の第一種事業者に対して合法性確認が義務付けされることになりました。改正法には、一定規模以上の第一種事業者に対して定期報告の義務付け、素材生産販売事業者に対する情報提供の義務付け、小売事業者の木材関連事業者への追加なども盛り込まれ、2年以内の施行が予定されています。今回の改正は、日本市場から違法伐採リスクの高い木材製品等を排除するには、これまでの任意の登録制度に基づく合法伐採木材の促進というアプローチでは限界があることを認め、第一種事業者に対するデューデリジェンス（DD）の義務付けに方向転換を図ったものといえます。

フェアウッド・パートナーズでは、本アンケートから得られた、第一種事業者によるDDの実態について集計・分析結果を、施行までの間に行われる改正法の運用に関する議論にインプットをしていきたいと考えています。

2. 調査概要

○調査期間：2022年12月13日～2023年1月23日

○調査方法：クリーンウッド法に基づき事業者登録をした第一種事業者232社（2023年10月31日現在）に対し、ウェブページ上での回答方法または郵送・FAXによるアンケート調査を行った。さらに、アンケート回収後、いくつかの事業者に個別メールおよび電話により聞き取り調査を行った。

○有効回答数：74（回収率31.9%）

¹過去のアンケートについては以下を参照。

第3回アンケート結果（2022年3月25日公表）<https://fairwood.jp/document/211207cwaquestionnaire03/>

第2回アンケート結果（2021年5月21日公表）<https://fairwood.jp/document/200930cwaquestionnaire02/>

第1回アンケート結果（2019年12月5日公表）<https://fairwood.jp/document/190718cwaquestionnaire01/>

3. まとめ：リスクの認識の低さと限定的なリスク対応は変わらず

合法性確認、すなわちデューデリジェンス（DD）の実施において、クリーンウッド法第1種事業者がどのようにリスクを捉え、対応しているかをとらえるため、前回・第3回のアンケートから新たな設問を設けている。その集計結果からリスクの認識とその対応について以下のように分析した。

- ・ クリーンウッド法に基づく合法性確認において、そもそもリスクという概念を採用していない事業者が全体の5割強あった（問2-2）
- ・ リスク情報の把握やリスクの高低の判断に不可欠である、伐採国・地域までのトレーサビリティの把握については、前回調査よりさらに低く、全体の15%にあたる回答事業者しか採用していない（問2-2）
- ・ 書類を中心とした情報の入手ができれば、合法性確認ができると回答した事業者が6割強を占め、そのうち国産材のみを取り扱う事業者が多数を占めていた（問2-3）
- ・ 合法性確認の結果、木材調達リスクを緩和する措置としてなんらかの対応をとっているとした事業者は一部にとどまり、そのほとんどが輸入材を取り扱う事業者であった（問2-4）

以上から、サプライチェーンの長い輸入材を中心に違法リスクの高い木材の調達に際し、そのリスクを排除するのに十分なDDを実施しているのは、依然として一部の事業者のみであることが確認できた。他方、調達している材にかかわらず、合法性証明書類等の入手で十分と認識している事業者が全体の過半数を占め、さらにはリスクという概念を採用していない事業者も全体の半分以上あることがわかった。

遅くとも2年以内に施行される改正クリーンウッド法において第一種事業者によるDDの実施が義務付けられることになる。日本市場から違法伐採リスクの高い木材を排除していくためには、今回のアンケートで明らかになったDDの実態では不十分と言わざるを得ない。DD実施内容のレベル向上に向けて、政府によるDD実施状況の把握と取締り、ガイダンスやリスク情報の提供が適切に実施されることが不可欠である。フェアウッド・パートナーズが2023年2月に公表した「クリーンウッド法見直しへの提言」²でも指摘しているように、DDの判断基準を政府が示すこと、合法性の適用法令の範囲を明確にすること、DD実施状況を公表し、外部評価が受けられる仕組みを導入することも、DDのレベル向上に貢献するものと考えている。

4. 集計と分析

(1) 回答事業者の概要

事業者の規模（従業員数）

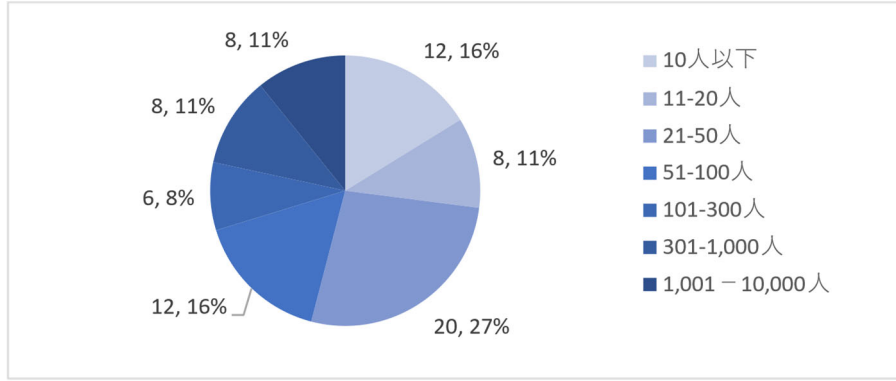
従業員数については、10人以下の事業者から、1,001人以上の事業者まで幅広い回答がみられた。

中小企業基本法における中小企業の定義³に基づき、従業員数が300人以下と、100人以下の事業者の割合をみたところ、前者が58事業者（75.7%）、後者が52事業者（70.3%）と中小規模の事業者が4分の3前後の割合を示していた。前回（第3回）に比べると中小規模の事業者の回答割合が減っている背景には、新型コロナウイルス感染症の拡大やウッドショックなど木材業界をめぐる経済環境の悪化が影響している可能性がある。なお、300人以上の回答事業者16社のうち、輸入木材等を扱う商社（7社）が半数近くを占め、そのほかは家具（2社、うち国産材のみ取り扱いの1社を含む）や製紙関連（3社）と、輸入材を扱っている事業者となっている。

² 「クリーンウッド法見直しへの提言」（2023年2月21日公表）全文は、<https://fairwood.jp/document/230221teigencwa> からアクセスできる。

³ 「製造その他」：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。「卸売業」：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

グラフ1: 回答事業者の属性: 従業員数別割合 (N=74)



第一種事業として行っている内容 (問 1-1)

国産材、輸入材ともに、多種類の製品を扱う事業者から回答が得られた。

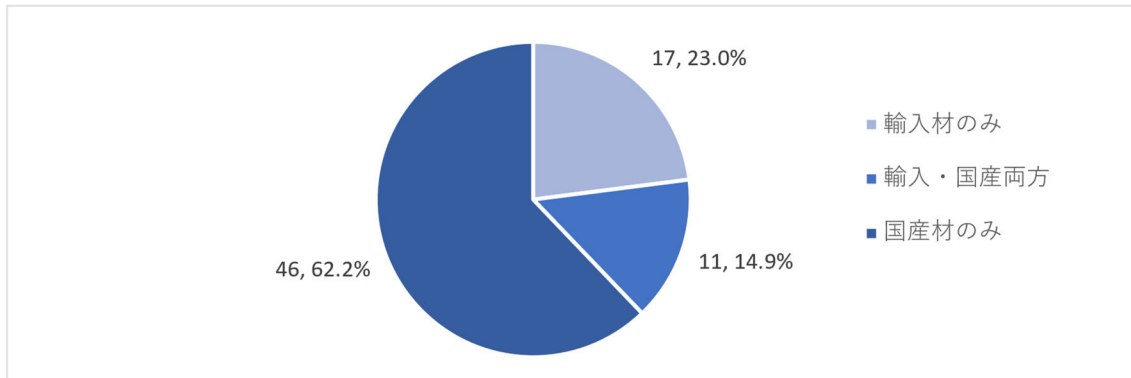
表 1: 第一種事業者として行っている事業

	第一種事業者として行っている事業	回答事業者数 (N=74、複数回答可) ()内は回答者数に占める比率
1	丸太の輸入	5 (6.8%)
2	木材製品の輸入	28 (37.8%)
	製材	18
	合板	9
	単板	9
	集成材	9
	単板積層材 (LVL)	0
	フローリング	7
	家具	3
	燃料用チップ・ペレット	4
	紙・パルプ・製紙用チップ	5
	その他	1
3	国産丸太の販売	30 (40.5%)
4	国産丸太の加工・販売等	46 (62.2%)
	製材	26
	合板	4
	単板	3
	集成材	3
	単板積層材 (LVL)	0
	フローリング	7
	家具	4
	燃料用チップ・ペレット	15
	紙・パルプ・製紙用チップ	12
	その他	1
5	国産丸太の輸出	5 (6.8%)
	製材	2
	合板	0
	単板	0
	集成材	0
	単板積層材 (LVL)	0
	フローリング	0
	家具	1
	燃料用チップ・ペレット	0
	紙・パルプ・製紙用チップ	0
	その他	0
6	その他	0 (0%)

回答事業者の取り扱い木材の輸入材・国産材の別（問 1-2）

第一種事業として取り扱った木材を輸入材、国産材で回答事業者を分類すると国産材のみを取り扱う事業者数 6 割以上を占める（グラフ・表 2）。前回と比べると、輸入材のみを取り扱うと回答した事業者が 24 社から 17 社に減っているに対して、国産材のみ、両方を取り扱っているとした回答事業者数に大きな変化はない。

グラフ・表 2: 第一種事業として取り扱った木材による回答事業者の分類

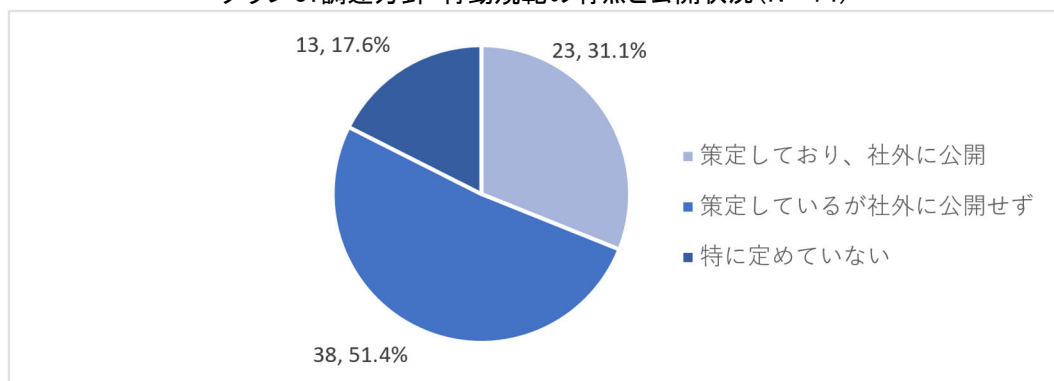


取り扱い木材の輸入材・国産材の別	事業者数
輸入材のみを取り扱った事業者	17
輸入材・国産材の両方を取り扱った事業者	11
国産材のみを取り扱った事業者	46

(2) 調達方針・行動規範の有無と公開状況（問 1-3）

調達方針・行動規範を策定している事業者は、「策定しており、社外に公開もしている」（23 事業者、31.1%）、「策定しているが社外に公開はしていない」（38 事業者、51.4%）を合わせて 61 事業者（82.4%）となった（グラフ 3）。前回のアンケートから 15 ポイント近く調達方針を持っている事業者が増える結果となった。

グラフ 3: 調達方針・行動規範の有無と公開状況 (N=74)



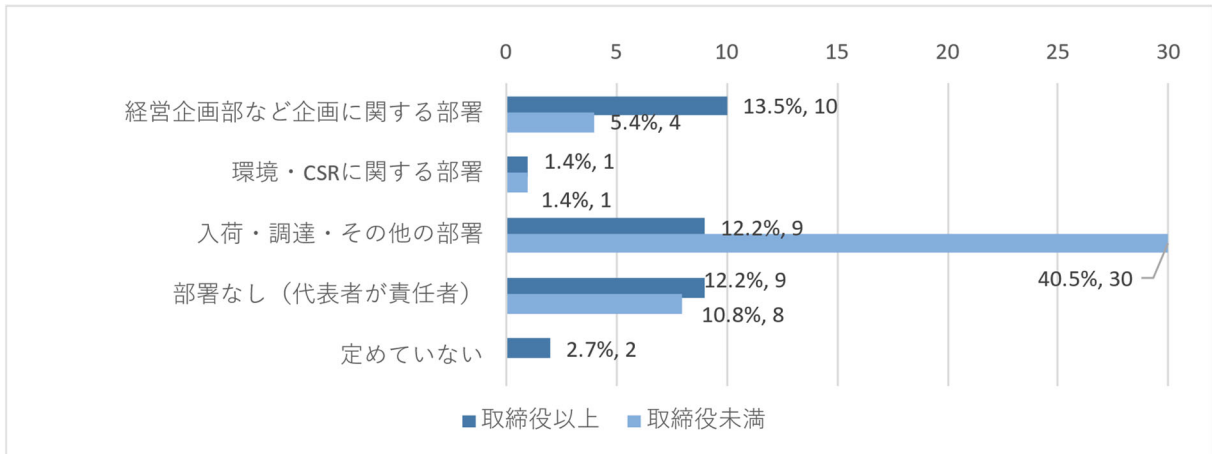
(3) 合法性確認を行う責任者の役職とその部署（問 1-4）

合法性確認を行う責任者の役職が取締役以上であるとの回答は 29 事業者（39.2%）、取締役未満であるとの回答が 43 事業者（58.1%）、特に定めていないとの回答が 2 事業者（2.7%）となっていた（グラフ 4）。取締役未満との回答が 6 割弱を占めるが、前回までのアンケートと比較すると、取締役未満の割合は減少傾向にある（第 1 回 70.8%、第 2 回 54.2%、第 3 回 63.8%）。これは、合法性確認を行うことの重要性が、組織内で広まっていることによる可能性がある。

合法性確認を行う部署については、「入荷・調達・その他の部門」が最も多く、39 事業者（52.7%）を占

めた。次いで「経営・企画関連部署」14 事業者（18.9%）が多く、「環境・CSR 関連部署」2 事業者（2.7%）がそれに続いた。組織の意思決定部門と直結する経営・企画関連部署が合法性確認を行っている事業者は、合法木材の取り扱いを全社的課題と位置付けているものと考えられる。なお、「部署が存在しない」と回答した 17 事業者のうち、代表者が責任者となっている場合が 9 事業者、現場担当者が責任者となっている場合は 8 事業者であった。この 9 事業者と、経営・企画関連部署が責任部署である 14 事業者を合わせた 23 事業者（31.1%）は、意思決定者あるいは意思決定部署が合法性確認を行っていると考えられる。

グラフ 4: 合法性確認を行う部署と責任者の役職 (N=74)



(4) 合法性確認措置 (問 2-1)

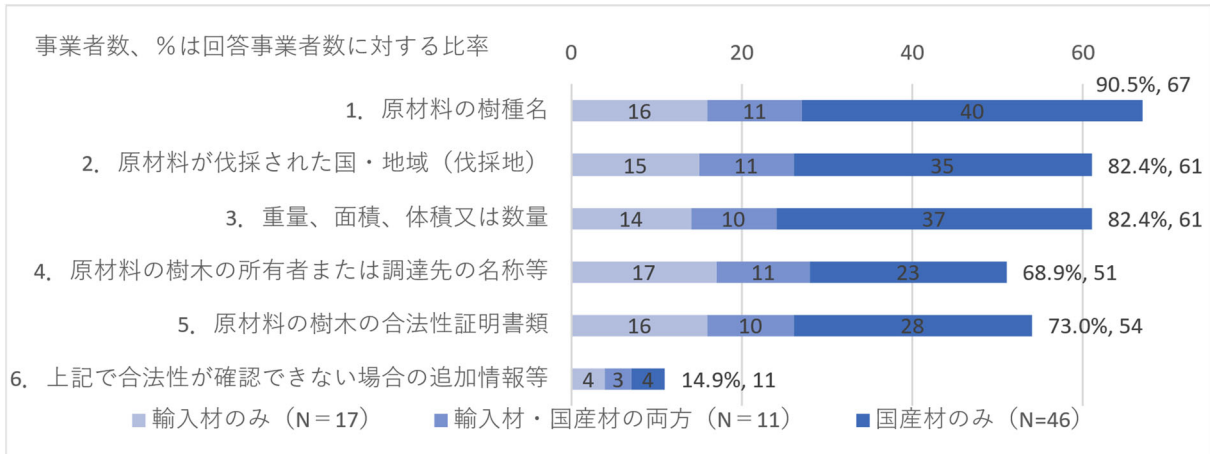
合法性確認のために入手している情報 (問 2-1)

本設問ではクリーンウッド法が第一種事業者に対して合法性確認の際に入手を求めている項目を 1~5 に置いている。これら 5 つの項目のうち、「樹種名」(項目 1) (90.5%、67 事業者)、「伐採地」(項目 2) (82.4%、61 事業者)、「重量等」(項目 3) (82.4%、61 事業者) の 3 項目を挙げた事業者が多くなった。「合法性証明書類」(項目 5) については、前回の結果と比較すると入手していると回答した事業者は 20 ポイントほど減っている (前回: 76 事業者/95.0% → 今回 54 事業者/73.0%) (グラフ 5)。

取り扱い木材の輸入材・国産材の別で見ると、1~5 のすべての項目において国産材のみを取り扱っている事業者の入手割合が低い。特に「原材料の樹木の所有者または調達先の名称等」(項目 4) と項目 5 については、国産材のみを取り扱っている事業者の 50.0% (23 事業者)、60.9% (28 事業者) しか入手しておらず、国産材の場合、原材料の樹木の所有者を把握し、合法性証明書類を入手することの必然性を感じていないため情報の入手を行っていないことが推察される。背景には、取引先からの要望がない、情報入手のメリットを明確に感じていないため、手間やコストのかかる作業を行っていないと考えられる (問 3-1 回答集計を参照)。しかしながら近年、国内でも地域によっては書類の偽造を伴う悪質な盗伐行為が横行していることが確認されている。国産材は低リスクで問題なし、と考えるのは不適當であり、適切なリスク評価を伴う合法性の確認が求められている。

また、クリーンウッド法では、項目 1~5 の入手によって合法性確認ができなかった場合に追加で書類・情報を入手する (項目 6) ことが求められているが、そうした書類・情報を入手していると回答したのは 11 事業者 (14.9%) にとどまった。

グラフ 5: 合法性確認のために入手している情報 (N=74、複数回答可)



設問項目 1~4 の情報元⁴について、輸入材と国産材に分けて整理すると、表 3 のようになる。項目 5 に挙げている合法性を証明する書類と重複している書類が情報源として活用されていることがわかる。輸入材では現地調査や輸送許可証、FSC データベース、また国産材では伐採届、森林経営計画、伐採適合通知書などを情報元として活用している例も多くみられる。

表 3: 合法性確認のために入手している情報のソース (問 2-1 の項目 1~4 を合わせて集計、多い順)

	情報元 (輸入材)	件数	情報元 (国産材)	件数
1	輸入書類	85	納品書	145
2	サプライヤー (仕入れ先)	55	合法木材証明書	92
3	契約書	52	伐採届	77
4	原産地証明	45	請求書	71
5	納品書	35	森林経営計画	65
6	合法性証明書	29	素材発送明細書	55
7	現地訪問	28	伐採適合通知	42
8	輸送許可証	28	保安林伐採許可証	39
9	V-LEGAL	27	産地	35
10	FSC のデータベース	22	サプライヤー (仕入れ先)	30
11	樹種証明書	12	林地開発許可	12
12	トレーサビリティレポート	10	項目 5 に挙げた書類	2

入手している合法性を証明する書類・情報 (問 2-1 の項目 5・6)

第一種事業者として入手が求められている「原材料となっている樹木が、原産国または日本の法令に適合して伐採されたことを証明する書類」および、「(上記 1~5 によって) 合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報」の詳細を、国産材と輸入材に分けて以下に整理した⁵。

輸入材取扱事業者が入手している合法性確認書類としては、「調達先の第三者認証取得を示す書類」が 17 件と最も多く、「輸出許可証」13 件、「原産地証明書」13 件が続いた (表 4)。なお、森林認証制度の CoC 認証を取得していることを示す証明書は該当組織が認証されたものとされていないものを分別管理できる能力があることを示しているにすぎず、取引された製品等が合法であることを示すには不十分である。

⁴ 「情報元」の回答は今回より選択肢から選んでもらう形式とした。

⁵ 輸入材・国産材の両方を取り扱った事業者の回答については、回答内容によって輸入材・国産材に振り分けた。

表 4: 入手している書類・情報(輸入材の場合、回答件数の多い順)

	書類・情報の内容	回答件数
第一種事業者として必要な合法性確認のために入手している書類		
1	調達先の第三者認証取得を示す書類	17
2	輸出許可証	13
3	原産地証明書	13
4	合法性証明書	10
5	伐採許可証	8
6	輸送許可証	7
7	調達先のトレーサビリティシステム導入を示す書類	1
8	その他(サプライヤーへの調査票)	1
9	業界団体による監査報告書	0
10	原産国業界団体等が独自作成の証明書	0
上記の書類によって合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報		
調査票による調査や現地調査(3件、うち認証取得していないサプライヤーに対して実施するとした1件を含む)		
モニタリング監査議事録		
該当国の国内規格・業界規格の認証		

入手書類に関して、具体的に国名が記述されていた回答については表 5 のように整理した。各国の関連書類の入手状況等の詳細について見てみる。

まず、第 2、3 回アンケートと同様の傾向としては、合法性証明が得にくい中国の木材製品について、伐採許可証と輸送許可証を用いたトレーサビリティの担保に努めていると回答した事業者が 4 社であった。これは、中国国内の公的機関による証明制度を利用したものであることから、中国国産材についての確認方法と考えられるが、回答した事業者の取扱製品をみると、製材、集成材、合板、単板積層材と他国から中国に輸入された材の利用も推測される製品が含まれることから、それらに対する合法性確認方法については、回答が得られていないことになる。また、中国は集成材や合板、家具等、日本への木材製品輸入のボリュームゾーンであるにもかかわらず、合法性の確認方法について回答した事業者数が依然として低い水準であることも大きな懸念点と言える。

ロシアについては、2022 年 2 月のウクライナ侵攻後に取られた経済制裁の影響もあり、合法性確認について回答した事業者も 1 社のみとなっている。これまでのアンケートでは、中国同様に合法性証明の得難いロシアの場合には、調達先の第三者認証や業界団体の情報を確認する傾向にあったが、ロシア国内において国際的な森林認証制度である FSC および PEFC が停止された⁶ことが影響してか、合法性確認の方法として上記の方法を用いたと回答した事業者は 0 社であった。また、原産地証明書により合法性確認を行っているとは回答した事業者は、1 社のみであった。現状の経済制裁下でもオウシュウアカマツの製材等の日本への輸入は増加傾向にあり(2022 年度)、ロシア側の非友好国への輸出規制もいくつかのアイテムに関して緩和されてきている現状を鑑みると、取引の有無や合法性確認の方法についての回答が少ないこと自体が大きな課題といえる。

同様に違法リスクが高いとされている熱帯材の生産国において、入手書類に関する記入が多かったのは順にインドネシア 12 件、マレーシア 9 件、ミャンマー 3 件、ベトナム 1 件だった。件数の多かったインドネシアとマレーシアは 4 種類の書類すべてで記入が見られ、ミャンマーは輸送許可証、合法性証明書、輸出許可証、ベトナムは合法性証明書のみだった。過去 2 回の結果同様、EU(欧州連合)との二国間での取り組みに基づく包括的な合法性証明システムが確立されているインドネシアとマレーシアではサプライチェーンの各段階での根拠資料にアクセスする傾向がわかる。一方、ベトナムにおいて EU との二国間での取り組みは進んでいるが、取り扱い事業者の確認内容に変化は見られない。前回は制度が定着していない可能性を指摘した

⁶ FSC 及び PEFC とともに 2022 年 3 月に、ロシアとベラルーシ産の木材は紛争に関わっているものとして、認証材や管理木材として取引を禁止することを発表している。紛争状態がなくなる限り、この措置は継続することになる。

が、ベトナム製品の場合、インドネシアやマレーシアと比較して、多数の小規模林家から集材される植林木由来の製品が多いため、書類の入手が難しい、または植林木ゆえ低リスクと考え書類を要求していない、などの要因も考えられる。ミャンマーに関しては2021年2月のクーデター以来、軍事政権の下で合法性や税関手続き等は管理されており、合法性証明等、各種書類の信頼性や透明性は極めて低いと考えられる。

表 5: 入手書類(輸入材のうち国名が記述されている回答、国名は地域別に並んでいる)

国名	伐採許可証	輸送許可証	合法性証明書	輸出許可証	国別合計
中国	5	4	0	0	9
ロシア	0	0	0	1	1
インドネシア	1	1	7	3	12
マレーシア	1	2	2	4	9
ベトナム	1	0	0	0	1
ミャンマー	0	1	1	1	3
ニュージーランド	1	0	1	0	2
カナダ	0	0	0	2	2
ブラジル	1	1	1	1	4
オーストリア	0	0	1	0	1
ドイツ	0	0	1	0	1
ルーマニア	0	0	1	0	1
イタリア	0	0	1	0	1
クロアチア	0	0	1	0	1
合計	10	9	17	12	48

表 6: 入手している書類・情報(国産材の場合、回答件数の多い順)

	書類・情報の内容	回答件数
第一種事業者として必要な合法性確認のために入手している書類		
1	合法性証明書	48
2	伐採届	28
3	県産材証明書	20
4	業界団体認定書	18
5	国有林の伐採業務にかかる契約書類	16
6	適合通知書	15
7	その他(第三者認証、原木納品書、伐採内容が記載された契約書)	3
8	その他の製品証明書(森林法の適用がない地番の情報(庭木など)工事支障木の証明)	1
上記の書類によって合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報		
契約書(伐採確認書・伐採内容が記載されたものを含む)(2件)		
所有者の同意書		
合法性が確認できないものは購入していない		

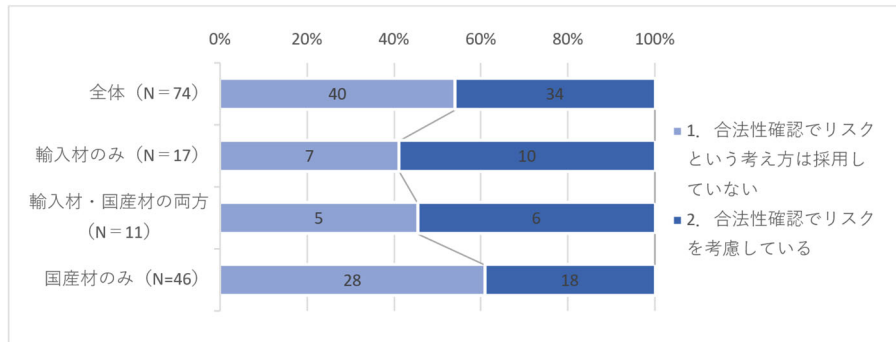
(5) 合法性確認におけるリスク情報の認識と判断、その後の対応 (問 2-2~2-4)

合法性確認において採用しているリスク情報の種類 (問 2-2)

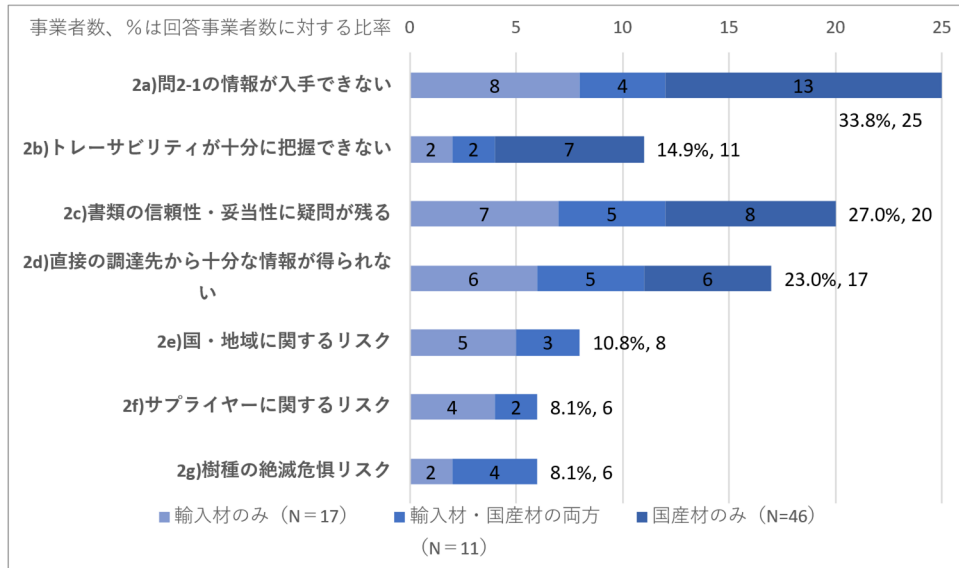
リスクに関する設問を前回調査から設けている。まず、「合法性確認をする際にリスクがあると判断するケース」については、「リスクという考え方を採用していない」と回答した事業者は全体の 5 割強を占め (54.1%、40 事業者)、前回調査 (38.8%) と比較すると、15 ポイント増えている (グラフ 6)。その半数以上 (28 事業者) が国産材のみを取り扱う事業者となっているのは、前回調査と同様である。

「合法性確認でリスクを考慮している」と回答した事業者が選択したリスクについては (グラフ 7)、「問 2-1 の情報が入手できない」(33.8%、25 事業者) の採用率が最も多く、「書類の信頼性・妥当性に疑問が残る」(27.0%、20 事業者) や「直接の調達先から十分な情報が得られない」(23.0%、17 事業者) が続いている。さらに、「トレーサビリティが十分に把握できない」ことをリスクとして挙げている事業者が全体の 14.9% (11 事業者) と、前回調査結果 (26.3%、21 事業者) よりさらに低くなっており、サプライチェーン管理の基本といえるトレーサビリティ確認が浸透していないことが懸念される。

グラフ 6: 合法性確認においてリスクという考え方を採用しているかどうか (N=74)



グラフ 7: リスクがあると判断するケース (N=74、複数回答可)



輸入材を取り扱う事業者（国産材と両方を扱う事業者を含む）に絞ってリスク情報を種類別にみると（表7）、「国・地域に関するリスク」（輸入材取扱事業者のうち 32.1%、9 事業者）、「サプライヤーに関するリスク」（同 21.4%、6 事業者）、「樹種の絶滅危惧リスク」（同 21.4%、6 事業者）と、いずれも事業者全体における比率に比べ高くなっており、輸入材の各種リスクに目を向けている事業者が一定数いることがわかる。さらに、その情報元をみると、「国・地域に関するリスク」については、参照先として「国際的な調査機関・認証機関等」が「国等の政府機関」よりも多くなっており、前回調査とは異なる結果となっている。また、「サプライヤーに関するリスク」は「NGO等民間団体」を参照している事業者が多くなっている。これは個別のサプライヤーのリスク情報を提供しているのはNGOが中心となっているためと考えられる。

表 7: リスクがあると判断するケースの情報の参照先 (問 2-2 の項目 6 と 7)

リスクの種類	輸入材取扱事業者数と比率 (N=28)
国・地域に関するリスクの情報	9 (32.1%)
調達を行う国等の政府機関	3 (10.72%)
国際的な調査機関・認証機関等 (旧 NEPCON、FSC など)	7 (25.0%)
報道機関	3 (10.7%)
NGO 等の民間団体	5 (17.9%)
サプライヤーに関するリスクの情報	6 (21.4%)
調達を行う国等の政府機関	2 (7.10%)
国際的な調査機関・認証機関等 (旧 NEPCON、FSC など)	2 (7.12%)
報道機関	2 (7.1%)
NGO 等の民間団体	5 (17.9%)

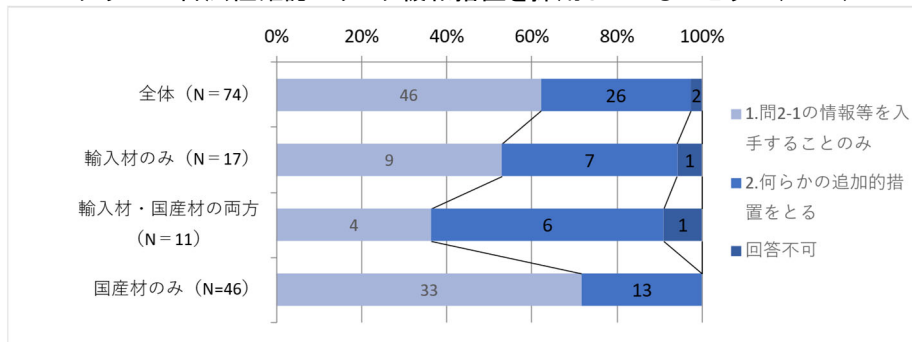
合法性確認におけるリスク緩和措置（問 2-3）

問 2-3 では、なんらかのリスクがあると判断した場合にどのような方法で合法性を担保するか、すなわちリスク緩和措置としてどのような方法が採用されているのかを尋ねている。全体の 6 割強を占める事業者が「問 2-1 の情報等を入手することのみで、合法性確認を行ったものとみなす」（62.2%、46 事業者）と回答、そのうち国産材のみを取り扱う事業者が 33 事業者と多数を占めている（グラフ 8）。

「問 2-1 の情報等を入手することのみで、合法性確認を行ったものとみなす」と回答した事業者を除いた 26 事業者が採用しているリスク緩和措置としては（グラフ 9）、「問 2-1 の情報等の入手に加えた確認作業」（23 事業者）、「森林認証材を調達する」（10 事業者）が多くなっており、それ以外の措置は採用率が低い。アンケートでは情報等の入手に加えた確認作業の詳細として、「直接の調達先の問い合わせ」、「追加的な書類の入手」「現地調査」の 3 つの選択肢を示しているが（表 8）、輸入材を取り扱う事業者（国産材と両方を扱う事業者を含む）と国産材のみを取り扱う事業者を比較すると、いずれの選択肢でも前者の採用率が高くなっているが、なかでも現地調査を実施している輸入材取扱業者の比率が高いことがわかる。

リスク低減を図る方法として森林認証材の調達を採用していると回答した事業者は調達先への問い合わせ等と組み合わせて採用しているケースが多い。

グラフ 8: 合法性確認でリスク緩和措置を採用しているかどうか (N=74)



グラフ 9: 合法性確認におけるリスク緩和措置の内容 (N=74、複数回答可)

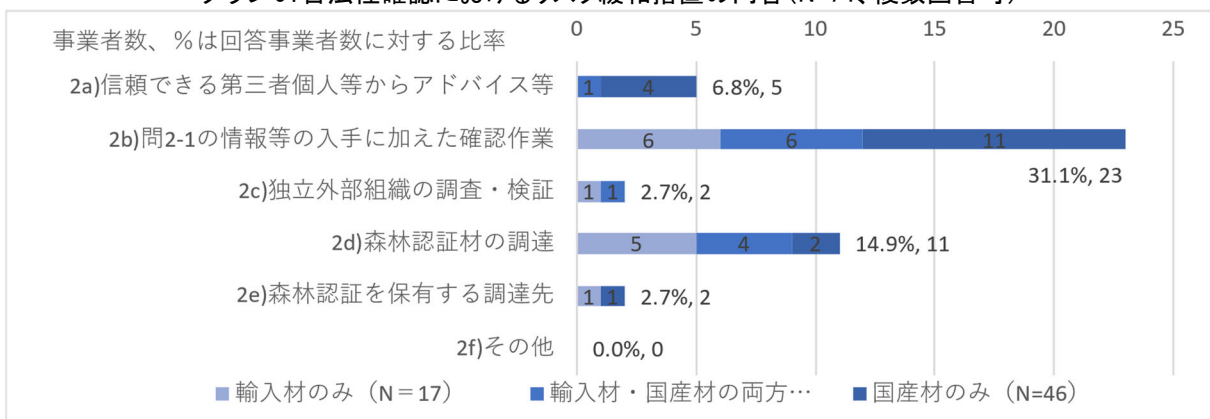


表 8: 情報等の入手に加えた確認作業(問 2-3 の項目 3)の詳細

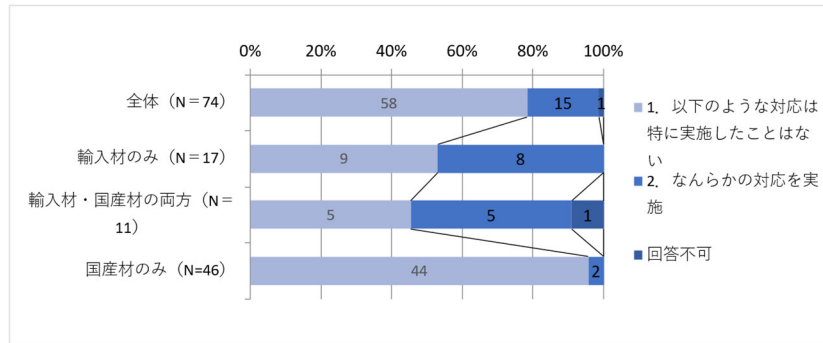
	輸入材のみ (N=17)	輸入材・国産材の両方 (N=11)	国産材のみ (N=46)
直接の調達先への問い合わせ	5 (29.4%)	4 (36.4%)	9 (19.6%)
追加的な書類の入手	6 (35.3%)	4 (36.4%)	6 (13.0%)
現地調査	6 (35.3%)	2 (18.2%)	3 (6.5%)

合法性確認の結果を受けた対応（問 2-4）

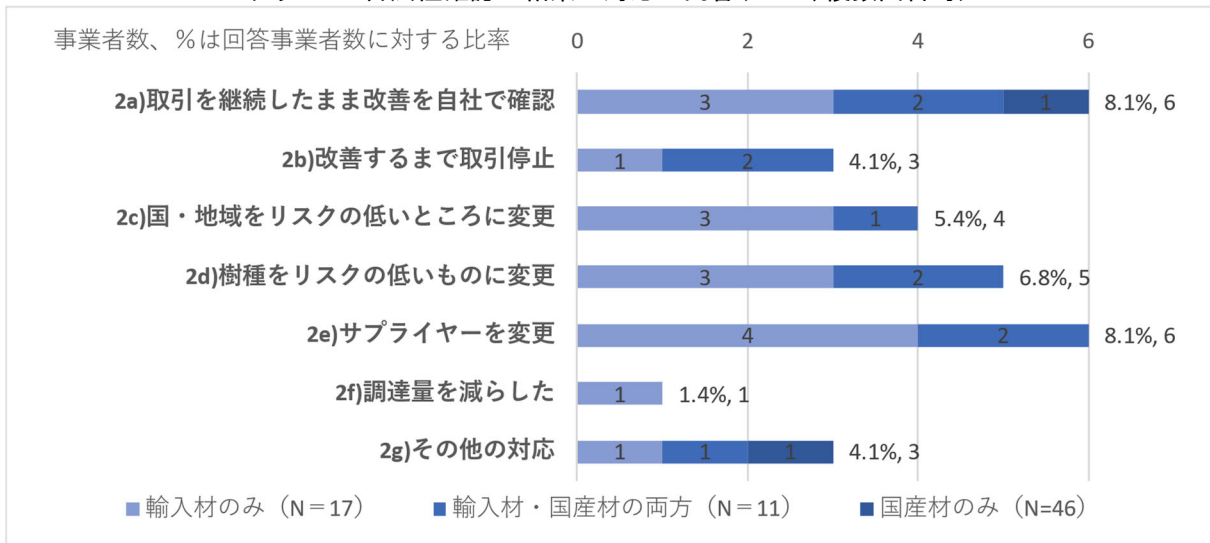
合法性確認を行った結果としてどのような対応を実施しているかについては、「特に対応を実施したことはない」と回答した事業者が全体の 8 割弱を占め（78.4%、58 事業者）、そのうちの多く（44 事業者）が国産材のみを取り扱う事業者となった（グラフ 10）。なお、44 事業者は国産材取扱事業者の 95.7%にあたる。

「なんらかの対応を実施」と回答した 15 事業者がとった対応を回答比率が高い順にあげると（グラフ 11）、「取引相手に求めた改善を自社で確認した（取引継続のまま）」及び「サプライヤーを変更」がそれぞれ 6 事業者（全体の 8.1%）、「樹種をリスクの低いものに変更」が 5 事業者（全体の 6.8%）であった。

グラフ 10: 合法性確認の結果の対応を実施しているかどうか(N=74)



グラフ 11: 合法性確認の結果の対応の内容(N=74、複数回答可)



なんらかの木材調達リスクを緩和する措置を実施した 15 の事業者は 2 社を除き輸入材を扱う事業者である。これらの 15 事業者は、調達方針を策定・公表し（問 1-3、11 事業者）、リスク情報を考慮し（問 2-2、13 事業者）、なんらかの緩和措置を取ったうえで（問 2-3、10 事業者）、このような対応を実施するに至っていることがわかる。さらに、数社ではあるが、「改善するまで取引を停止」（3 事業者）や「調達量を減らした」（1 事業者）という対応をとったこともあると回答している。

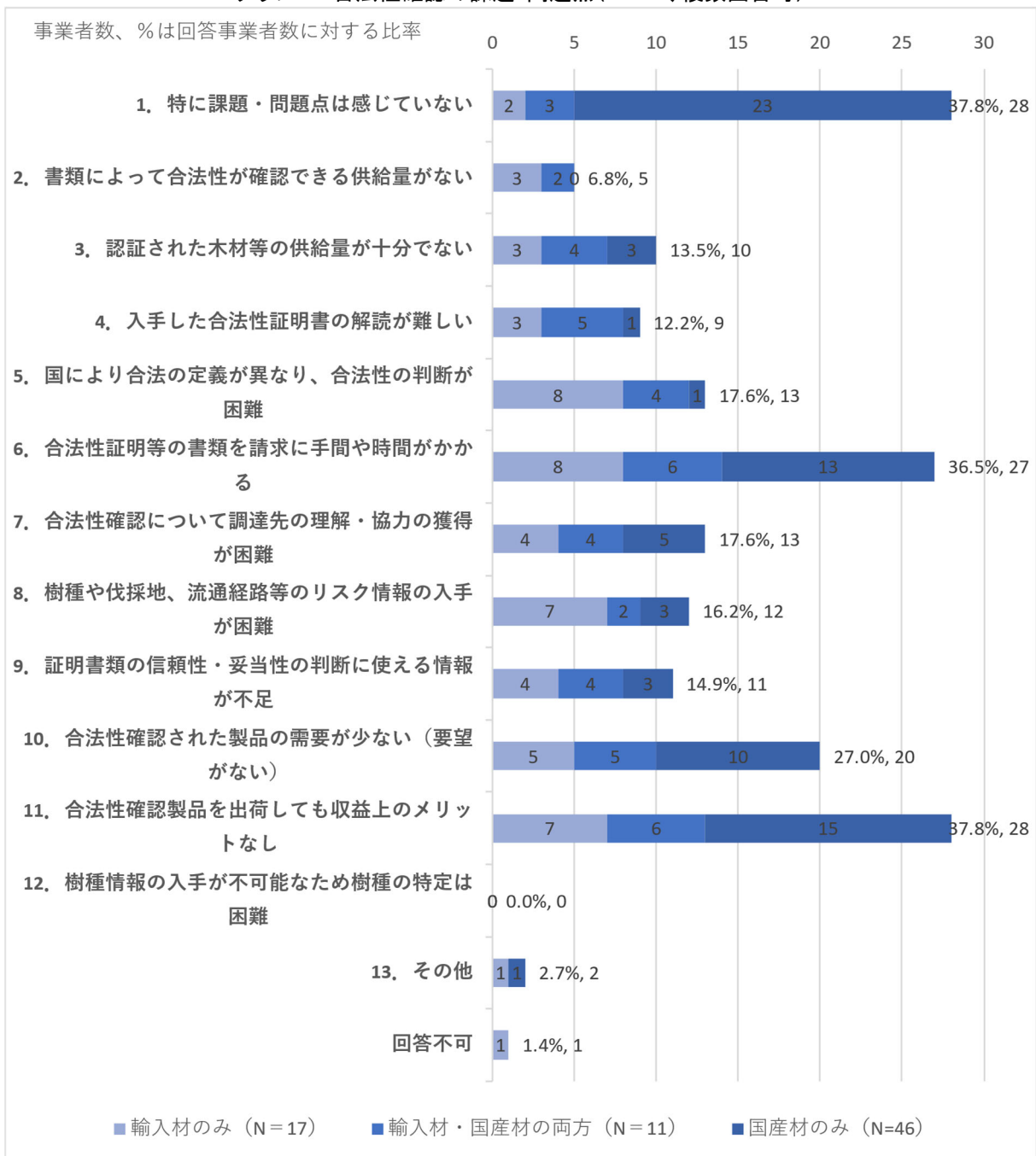
なお、「その他」には、「現地調査」、「取引可否の判断材料とする」、「境界不明森林・所有者不明森林が急増しているため、森林経営委託契約書が取得できない箇所は、確実性のある範囲で大きく除地を設定している。大きく除地を設定するため、その分、樹木が伐採できない事例がある。そのことにより、国産材の搬出量の減に繋がっている」と回答した事業者の 3 社がある。

(6) 合法性確認の課題・問題点 (問 3-1)

合法性確認の際の課題・問題点 (複数回答可) については (グラフ 12)、「特に課題・問題点は感じていない」との回答が最も多く (37.8%、28 事業者)、「合法性確認製品を出荷しても収益上のメリットなし」(37.8%、28 事業者)、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」(36.5%、27 事業者)、「合法性確認された製品への需要が少ない」(27.0%、20 事業者) が課題としてあげられた上位 3 つである。

つまり、合法性確認に時間や手間をかけているにもかかわらず、取引先の要望がない、あるいは収益上のメリットがないとして、合法性確認作業をコストに見合わない負担と感じている事業者が少なからずいることがわかった。これは前回と同様の結果となっている。なお、回答選択肢の「課題・問題点を感じていない」は今回調査から設けたものであるため、前回との比較はできない。

グラフ 12: 合法性確認の課題・問題点 (N=74、複数回答可)



輸入材を扱っている事業者 (国産と両方を扱っている事業者を含む) に絞ってその特徴をみると、「合法性

確認製品を出荷しても収益上のメリットなし」(13 事業者) 以外には、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」(14 事業者)、「国により合法の定義が異なり、合法性の判断が困難」(12 事業者)を課題であると考えている事業者が多かった。ただ、項目全般にわたってある程度の回答があり、どの項目についても問題と考えている事業者が一定程度存在していることもわかった。

一方、国産材のみを扱った事業者が指摘する課題・問題点の上位3位は、「合法性確認された製品を出荷しても収益上のメリットがない」(15 事業者)、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」(13 事業者件)、「合法性確認された木材・木材製品の要望がない」(10 事業者件)の3項目であり、その他の項目については指摘が低くなっていた。

以上から、輸入材のみ取扱事業者は項目全般にわたって課題・問題であると考えている傾向にあるが、国産材のみ取扱事業者にとっては、手間や時間がかかる割には、合法木材の要望がなく、合法性確認作業が収益上のメリットにつながりにくいことを問題として考えている傾向にあることがわかった。

また、両グループの共通点としては、「書類によって合法性確認できるだけの供給量が十分でない」との回答が少なくなっており、全体で5事業者(6.8%)であった。また、「樹種情報の入手が不可能なために樹種の特定は困難である」を課題として挙げた事業者はいなかった。

自由回答では(項目13 自由記述)、「所有者不明森林への措置」「合法性の確認手法を事業者に委ねている」という回答がそれぞれ1件あった。前者は九州を中心に散見される盗伐問題についての指摘、後者はクリーンウッド法の制度上の課題を指摘したものといえる。

(7) 日本政府や環境団体への要望(問3-2)

日本政府への要望として多かったのは、「消費者への合法木材やクリーンウッド法の普及啓発」(63.5%、47 事業者)、「合法木材・木材製品や関連事業者への税制上の優遇措置」(43.2%、32 事業者)であった(グラフ13)。これらの2項目は、輸入材のみ取扱事業者、国産材のみ取扱事業者のいずれも、もっとも多い要望となっていた。

これら2項目に続いて、「合法木材制度や都道府県産材認証制度との整合性」(36.5%、27 事業者)、「木材・木材製品の合法性を確認できるデータベースの整備・提供」(31.1%、23 事業者)、「合法性確認や証明にかかるコストへの補助制度」(31.1%、25 事業者)の要望が多くなっていた。この3項目のうち「都道府県産材認証制度との整合性」については国産材取扱事業者における回答割合(19 事業者、国産材取扱事業者の41.3%)、それ以外の2項目は輸入材取扱事業者(国産材と両方の取扱事業者を含む)での割合(データベース：輸入材取扱事業者の57.1%、16 事業者、補助制度：同46.4%、13 事業者)が高くなっている。

クリーンウッド法について消費者への普及啓発の要望や、税制上の優遇措置やコストの補助制度への要望が多いのは、クリーンウッド法を遵守して合法木材であるとの証明に時間と費用をかけても、合法木材の需要が少なく、価格が安いことが最優先される、それに見合うだけの収益上のメリットが得られない等の理由によると考えられる。

その他であげられている具体的措置への要望には(表)、「CW法登録は努力義務でなく一次輸入業者の義務化へ法改正すべき/登録の有無にかかわらず木材関連事業者のCW法合法性確認を義務化」「合法木材制度との一本化」といった、改正クリーンウッド法が目指す方向性を後押しするような声が挙げられている。

また、FSCやPEFC/SGECなどの森林認証制度や合法木材制度とクリーンウッド法など木材の合法性・持続可能性に関連する制度が複数あることに対して戸惑いを感じている事業者の回答もあった。合法性を基盤とするものの持続可能性を規定する森林認証制度とあくまでも合法性を求めるクリーンウッド法の違いを事業者が認識する必要もあると思われる。

グラフ 13: クリーンウッド法に基づく登録事業者として日本政府に求めたい具体的措置 (N=74、複数回答可)

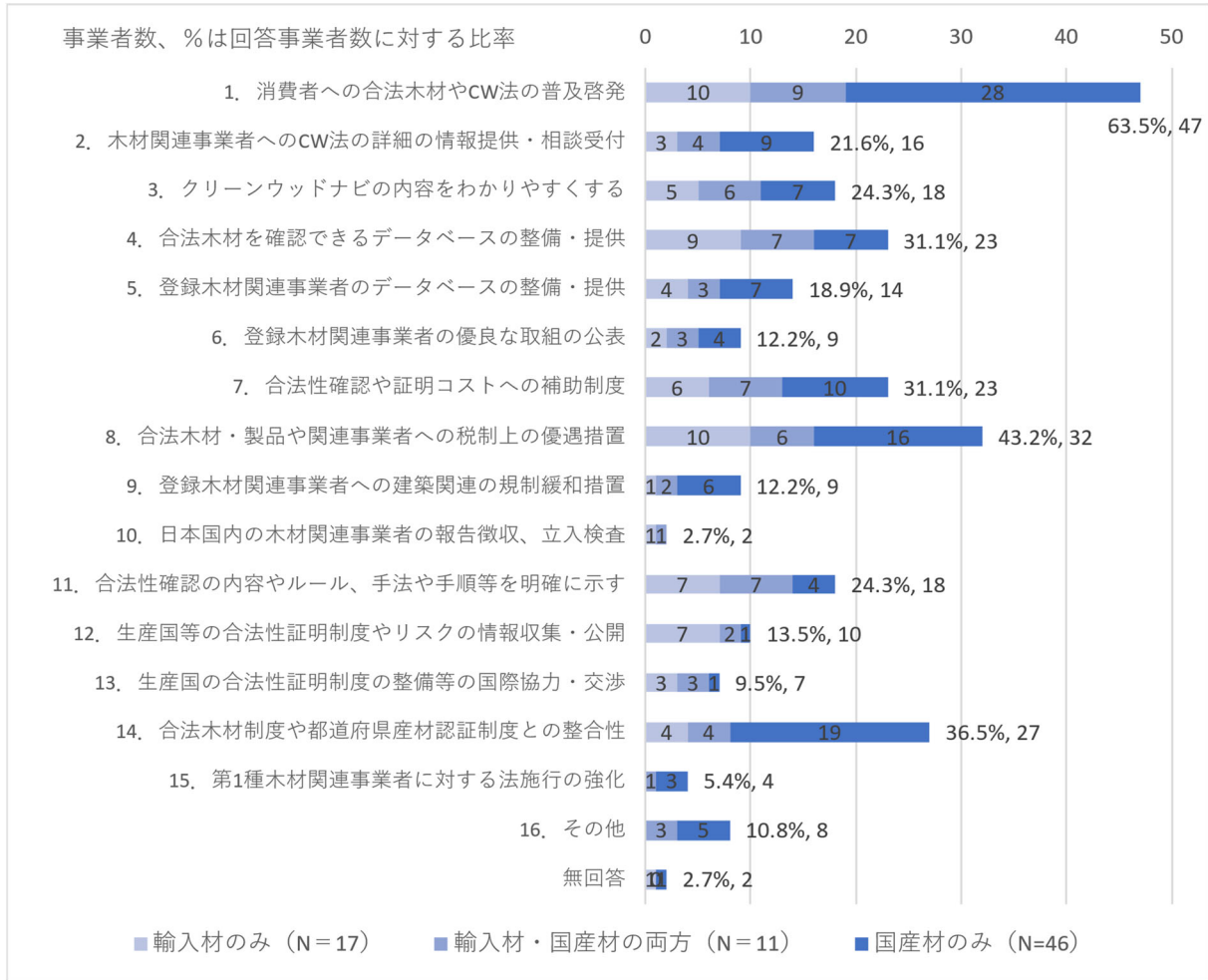


表 9: 政府への要望 (項目 14 の自由記述)

・CW法登録は努力義務でなく一次輸入業者の義務化へ法改正すべき。
・登録の有無にかかわらず木材関連事業者のCW法合法性確認を義務化。
クリーンウッド法と他の仕組みについて
・合法性規格の統一化 (SGEC などとの)。
・SGEC、クリーンウッド、合法木材供給事業者認定等、似たような制度が多いが、お金がかかるので統一できないのか。という疑問がある。
・合法木材制度と認証制度とCW法は合法木材の取り扱いという点に置いて内容が重複しているように感じる。CW法を取得するメリットが必要に思うが・・・。
・国内のクリーンウッド法の認知度アップ。
・第2種木材関連事業者への周知の徹底。
・所有者不明森林への措置。

以上